**デンマーク　第2・3回締約国報告　付属文書2　（2020年7月）**

（訳注　この原文書に日付はないが締約国報告と同時（2020年7月）の発行と思われる）

Annex 2 to the combined second and third periodic reports submitted by Denmark

**B. 附属書**

**障害のある児童**

1. 障害者支援法では、市町村に対し、同法に基づく支援を受ける障害のある子どもが初等教育を開始する6カ月前までに、また、初等教育を修了する12カ月前までに、行動計画を作成するよう求めている。

2. 子ども権利擁護者（Børnetalsmand　訳注　英語ではChildren's Advocate。国連子どもの権利条約に基づき、子どもの利益を保護し、促進する役割を持つ。）は、国内の市町村を訪問し、UNCRCの遵守状況に関する出張報告書を発行している。障害のある子どもの具体的な課題についても、この出張報告書でコメントされている。

**施設及びサービス等の利用の容易さ**

3. アクセシビリティに関する建築規則の規定例： 公共建築物に関して、建物への水平アクセス、障害者用駐車スペース、障害者用トイレなど。

4. 市町村は、建築計画が違法であると認識した場合、その建築計画を適法にするよう努める義務がある。建築物の所有者は、その建築物が合法であることに責任を負う。

5. 建築規制の改正に関する追加情報： 政府は、建築物における利用しやすい標識や情報の要件を導入する予定である。

6. 障害者のニーズがどのように考慮されているかについての例：今後予定されている大学建設プロジェクトの計画に先立ち、関係する町の教育機関との対話が行われ、利用しやすい大学寮の必要性が確認された。

7. 2018年、政府は、自治体の建築局職員を対象に、ユニバーサル建築設計とアクセシビリティ基準に関する講習を実施した。今後も、新入職員と専門職の双方を対象としたユニバーサル建築設計の講座を開催することを目指す。

**法律の前にひとしく認められる権利**

8. グリーンランドでは、29の後見が登録されている。これらが発令されたのは、2019年に4件、2018年に8件、2017年に4件、2015年に2件、2014年に3件、1969年から2008年の間に8件である。

**教育**

9. 特別なニーズを持つ学生のために特別にデザインされたコースを承認・創設し、ニーズの程度を明らかにすることを目的とした実験的事業が、2017年に開始された。対象は、さまざまな程度の自閉症スペクトラム障害やADHDの診断を受けた人で、高校を卒業する能力があるとみなされ、一般的な入学条件を満たしているが、特別な教育的支援が必要であり、通常の条件では教育に参加できない人である。

**ハビリテーションとリハビリテーション**

10. 必要に応じて、医師は患者を治療部門に紹介する。治療部門は、作業療法士、理学療法士、栄養士で構成されている。患者の機能評価が行われ、医療制度内でのリハビリテーションが必要か、市町村の支援によるハビリテーションが必要かなどが判断される。（訳注　医療制度内のものがリハビリテーション、市町村支援によるものがハビリテーションと使い分けられており、そのまま訳した。）

**政治的及び公的活動への参加**

11. 移動能力の欠如またはそれに類した理由により投票所に入れない有権者は、投票所の外で直ちに投票することができる。眼が不自由あるいは盲の有権者は、候補者名簿を読むのを手伝ってもらったり、投票するのを手伝ってもらったりすることができる。

12. 市民が決められた期日内に投票所に行くことができない場合、代わりに不在者投票を行うことができるように市町村が支援することもある。

13. 市町村はまた、さまざまな障害のある人に対し、投票所までの往復の交通手段を提供している。

(翻訳：佐藤久夫､岡本 明)